

” 18歳はもう大人 “ ～契約と金銭教育の話～

* 2022年の民法改正で18歳で大人になり、親の承諾なく契約ができます

* 社会経験の少ない18歳の高校生・大学生が“金銭トラブル”
“消費者トラブル”に巻き込まれる心配が増加します

* 私たちは**学校出前授業**で分かりやすい説明をいたします

① 弁護士による“契約と責任”の話

② ファイナンシャルプランナーによる“消費者教育”
“金銭教育” “クレジットカード” “奨学金”の話

ご希望の学校・自治体の方はお問い合わせください

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

電話：045-315-0121

URL：<https://www.fp-kanagawa.com>

